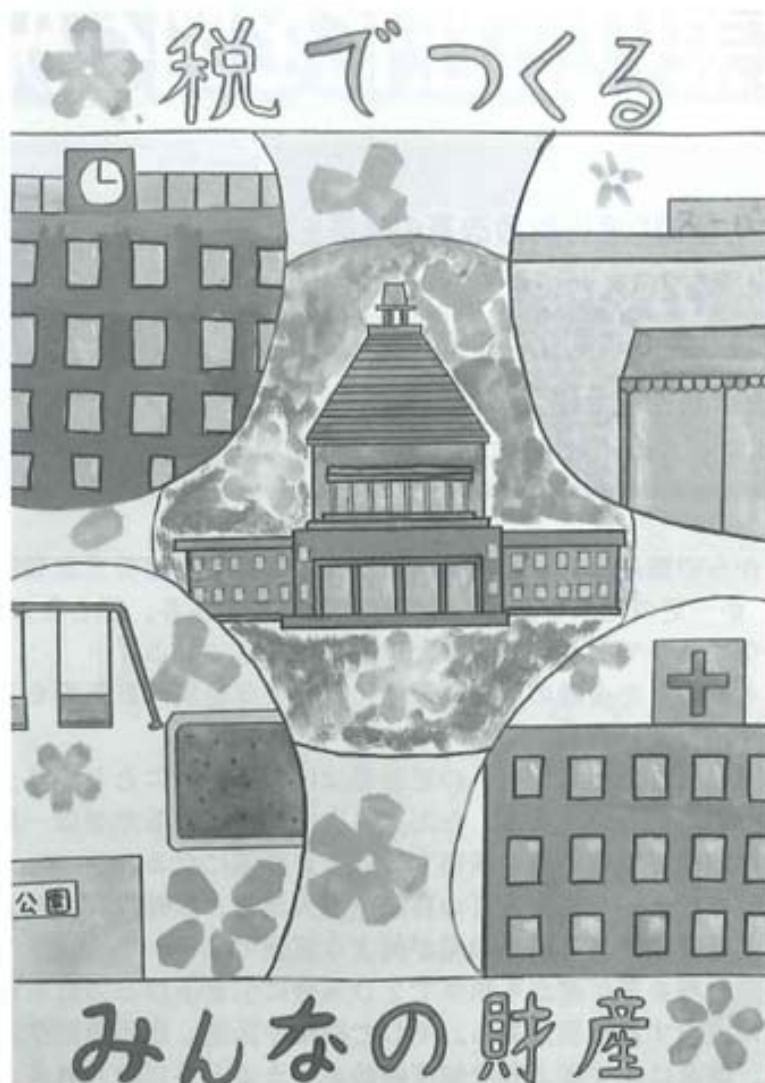


法人ニュース胆江

第17号 平成27年1月



2014 小学生による税のポスター展 金賞作品
奥州市立水沢小学校 6年 渡辺 英美里さん

今年もよろしく
お願いします。
けんた



公益社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL24-3141 FAX24-3148
URL <http://www.tankou.jp> Mail info@tankou.jp

法人会 平成27年度税制改正提言 届け、全国85万企業の声!!

厳しい経営実態を踏まえ、 中小企業の活性化を図る税制を!

■まだ道半ば。

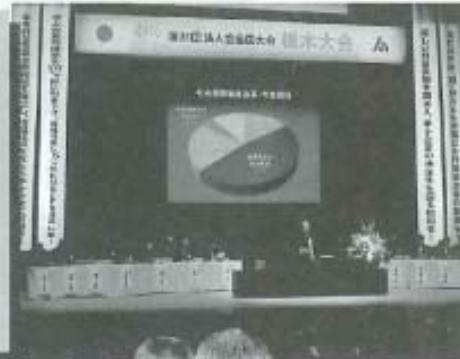
国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!

■法人の実効税率を20%台に引き下げ、

軽減税率も15%の本則化とする見直しを!

■本格的な事業承継税制を確立し、

地域経済を支える中小企業に配慮を!



長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す安倍晋三政権による経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、景気は回復基調にある。肝心なことはこれをどう持続的成長につなげるかであり、まだまだ課題は山積している。

円安・株高をもたらした金融の「異次元緩和」は実体経済へ好影響を及ぼし、物価は着実に上昇傾向を示している。

本年4月の消費税引き上げも景気への悪影響はほぼ一時的にとどまり、価格転嫁も比較的スムースに行われたといえよう。ただ、異次元緩和による効果は一段落しており、今後は経済の自律的な好循環構造を構築することが課題になる。

それにはようやく始まった賃金上昇の持続や個人消費、設備投資の拡大が必要であり、それらを後押しする実効性ある成長戦略が何より重要である。

政府は法人実効税率を来年度から数年で20%台に引き下げる方針を示している。まずはこれを着実に実行する必要がある。そして農業や医療、雇用分野などで打ち出した規制緩和策では、改革に値するような制度設計を行うことが求められる。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立では、2015年度の基礎的財政収支赤字半減という第一段階の目標達成は可能になったものの、20年度の黒字化目標に向けての道筋は描かれていない。歳出・歳入一体で取り組む明確な改革工程を示すことが不可欠である。

日本経済を取り巻く環境は中国経済の減速や続発する地政学リスクなど、依然として不透明感が拭えない。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業には、アベノミクス効果が十分に浸透していないうえ、エネルギーコストの上昇なども重荷になってしまっており、さらなるきめ細かな対策が必要である。

平成27年度税制改正に関する提言(重点項目)

1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

(1) 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

社会保障制度改革は急務であり、「重点化・効率化」によっていかに給付を抑制するかが重要である。その際には「自助」と「公助」の役割とその範囲を改めて見直すことが求められる。また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

(2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のため、消費税が段階的に引き上げられる予定となっている。増税は国民に痛みを求めるものであり、その理解を得るためにには政府・議会が「まず既よりはじめよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であると考える。

(3) 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減が不可欠であり、その際には社会保障をはじめとした各歳出分野の削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行する。

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置

①消費税率10%への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

②事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、税率10%程度までは単一税率が望ましい。

2 法人税率の引き下げ

(1) 法人実効税率20%台の早期実現

(2) 中小企業の軽減税率15%の本則化と適用所得金額の引き上げ

(3) 税率引き下げの代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

3 事業承継税制の拡充

(1) 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について、要件緩和と充実

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(3) 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設



当会では11月26日、及川会長と菅原専務理事が、小沢奥州市長、佐藤奥州市議会議長宛に提言書を手渡し、要望活動を行いました。
今後、地元選出の国会議員小沢一郎議員にも同要望を行うこととなっています。

胆江法人会の要望活動



国税局・税務署からのお知らせ

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための

社会保障・税番号制度の概要

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。



マイナンバー

2 個人番号及び法人番号について

平成 27 年 10 月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12 枠の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に付番・通知されます。

法人番号は、13 枠の番号で、設立登記法人などの法人等に付番され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳しい内容については、4 ページをご覧ください。

3 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>）

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・ 個人番号カードとは、本人が市町村等に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。



源泉所得税に関する事務での取扱い

1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

(1) 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 申請書、届出書等提出時の本人確認

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るために、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

個人番号の利用制限

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

特定個人情報の提供制限等**【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】**

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることがあります。従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出身により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受け渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

法人番号について**1 法人番号の指定**

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

また、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません。（個人事業者の方には、法人番号は指定されません。）

2 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

(注) 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

3 法人番号の公表

法人番号は、原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとて使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは**社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ**

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberInfo/index.htm>
最新情報は、随時更新していくので、お知らせコーナーをご覧ください



製品安全プラス

「おもてなし」の発想

日刊工業新聞社論説委員 岡田直樹

円安が追い風になつてゐるのだろう。

都心で外国人観光客を見かける機会が増えた。なかでも東京・秋葉原の電気街は、買い物袋を下げる観光客で賑わいを見せている。自然災害が相次ぐ日本に年間1000万人以上の観光客が訪れるのは、食も含め「ジャパンブランド」への描るぎない信頼があるからではないか。日本製品そのものが観光資源なのである。

日本製品の信頼性向上への取り組みは、緩やかだが着実に進展している。今ではメーカーの製造物責任にとどまらず、流通事業者や消費者を巻き込み、サプライチェーン全体で安全という価値を生み出す動きが本格化している。その牽引車になつてゐるのが、20

である。製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売業者をそれぞれ企業単位で公募する。

評議の対象は各企業が取り扱う個々の製品の安全性ではなく、企業全体の製品安全活動である。

受賞企業には特典がある。製品のパッケージや包装紙などに「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を表示し、製品安全対策の優良企業であることを宣伝・広報できる。ただし製品自体の安全性は評議の対象になつてないため

製品本体には表示できない。14年度以降は、経済産業大臣賞もしくは金賞を3回以上受賞すると、「ゴールド企業ロゴマーク」を使用できるようになつた。

製品安全対策は「守り」ではなく、

収益向上や顧客拡大に直結する「攻め」の施策だ。メーカーはかつて重大事故発生時の事後対策を主眼にしていましたが、近年は設計段階からリスクを洗い出す。受賞企業からは「社員がより顧客目線を意識するようになった」との声も聞かれ、製品安全文化の醸成に一役買っているようだ。

製品安全対策は、少子高齢化が急速に進む地方の有り様とも密接に関わっている。中小企業が培つてきた製品安全プラス「おもてなし」の発想に、有効な解能性を秘めている。日本人が暖々と受け継いできた繊細で温もりのある「おもてなし」の精神にも通じるものがありそうだ。安倍政権が政策の日玉に掲げる地方創生においても、地域密着型

門で商務流通保安審議官賞を受賞したカイノ電器（山形県寒河江市）は、いわゆる「まちの電気屋さん」だが、地域の見守り役に徹することで大手家電量販店に伍していく信頼を築いていく。

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき） 1984年、日刊工業新聞社に入社。中小企業取材を振り出しに、生命保険・損害保険・銀行など金融業界、半導体メーカーなど電機業界、NTTはじめ通信業界、経済産業省、金融庁を担当。その後、論説委員として工場災害や製品事故、防災（BCP）などを携わる。埼玉県出身。

スタッフが独居老人や老夫婦のお宅を巡回して電化製品の正しい使い方を教えてたり、危険性があると判断した場合は民生委員や遠方に住む家族と連携をとつたりしている。雨戸やトイレの修理も引き受け、「まちの便利屋さん」と呼ばれることがあるという。

こうした地道な中小企業の取り組みは、日本企業がこれから高齢化を迎える国々の市場を開拓する際、サービス品質の「ジャパンブランド」になる可能性を秘めている。日本人が暖々と受け継いできた繊細で温もりのある「おもてなし」の精神にも通じるものがありそうだ。安倍政権が政策の日玉に掲げる地方創生においても、地域密着型



小学生による 税のポスター展

青年部会の租税教育事業、小学生による税のポスター展が、十一月の税を考える週間にあわせて行われました。胆江管内の小学校六年生による二一五点の力作がメイブル二階に展示されました。

また、水沢税務署長を始めとする審査員が選考し、優秀作品を表彰しました。金賞には水沢小学校の渡辺英美里さんが受賞し、このほど青原青年部会長が同小学校を訪れ、賞状と記念品を手渡しました。

入賞作品は確定申告時に水沢税務署に掲示されます。金・銀・銅賞は次のとおりです。

【金賞】水沢小学校 渡辺英美里

【銀賞】水沢南小学校 高橋 悠那
岩谷堂小学校 及川 真依

【銅賞】佐倉河小学校 高橋 佳那



佐倉河小学校 高橋 佳那さん



岩谷堂小学校 及川 真依さん



水沢南小学校 高橋 悠那さん



受賞した水沢小学校児童のみなさん

カメラレポート



社長大学 (12/18 クレーム対応講座)



青年部会・租税教室 (広瀬小学校)



青年部会・講演会 (前沢商工会館)



女性部会・県連研修の集い気仙地区大会

輝く!女性講師による講演会のお知らせ

今をときめく女性お二人を講師にお招きし、講演会を開催いたします。

第1弾は、2月6日(金)の女性部会主催による講演会。IBCラジオ「のりこの週刊おばさん白書」でおなじみの、フリーランスアナウンサー「後藤のりこさん」が講師です。

第2弾は、2月24日(火)の社長大学第200回記念講演会。日経BP社Woman of the year 2013大賞を受賞した、町工場の星、ダイヤ精機㈱代表取締役「諏訪貴子さん」が講師です。

どちらの講演会も、どなたでも受講できますので、多数ご参加ください。

女性部会講演会



入場
無料!

演題

「のりこの放送見・聞・録」

講師

フリーランスアナウンサー
後藤のりこさん

IBCテレビ「のりこのスイシイサンデー」、IBCラジオ「のりこの週刊おばさん白書」「ワイドステーション月曜日」「にっぽんの歌」ほか出演中

日時

平成27年2月6日(金) 午後4時~5時30分

場所

プラザイン水沢

定員

200名

持ち物

筆記用具

受講希望の方は事務局へ電話(24-3141)でお申し込みください。

社長大学第200回記念講演会



入場
無料!

演題

「中小企業が生き抜くための 経営改革と人材育成」

講師

ダイヤ精機㈱
代表取締役 諏訪貴子さん

1971年東京都生まれ

大学卒業後、ユニシアジェックス(現・日立オートモティブシステムズ)でエンジニアとして働く。27歳から32歳にかけて2度にわたり、ダイヤ精機入社・リストラ退社を経験。32歳(2004年)で父の逝去に伴いダイヤ精機社長に就任。新しい社風を構築し、育児と経営を両立させる若手女性経営者として活躍中。日経BP社Woman of the year 2013大賞(リーダー部門)を受賞。

日時

平成27年2月24日(火) 午後3時30分~5時

場所

プラザイン水沢

定員

200名

受講希望の方は事務局へ電話(24-3141)でお申し込みください。

税務講演会・平成27年新年賀詞交歓会

日時 平成27年2月5日(木) 講演会 16:00
交歓会 17:30

場所 水沢グランドホテル

会費 講演会無料、交歓会 5,000円

演題 「税務の現状はどうか」—課題は何か—

講師 仙台国税局課税第二部次長

下條 三男 氏

★お申し込み・お問い合わせは事務局までお願いします。どなたでも受講できます。多くのご参加をお待ちしております。



会社役員のための
確定申告
実務ポイント

会社役員の方が確定申告する場合に
どのような点に気をつけないといけない
のか、所得税の基本的な仕組みだけ
でなく、役員の方に関わりの深い不動
産貸付けや譲渡に係る税金、株式等の
配当や譲渡に係る税金、会社と役員間
の取引に係る税金などについて記して
おります。

無料で配布しておりますので、ご希
望の方は事務局へお知らせください。

法人会では、平成26年分会社役員の
ための確定申告実務ポイント(A4
版・全30ページ)の冊子を発行いたし
ました。

**会社役員のための
確定申告実務ポイント**

冊子
配布しております

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とそのご家族の皆様に
安心をお届けしてまいります。
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます。



(引受保険会社)
Aflac アフラック

(アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラック福岡支社
〒0020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13F
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の大 きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

東北支社 岩手南営業所/奥州市水沢区東町4番地
(ダイコ一志義原3F) TEL 0197-23-5619

AIU AIU保険会社

盛岡支店/岩手県盛岡市大通3-3-10
(七十七日生産園ビル5F) TEL 019-653-1411



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIU保険
Member of AIG

会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

法人会の
ハイパーメディカル
(ハイパー任意労災・メディカル特約)
病気入院費用の上乗せ補償



法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス

●ハロー健康相談24 ●メンタルケアカウンセリングサービス ●セカンドオピニオンアレンジサービス

※本サービスはAIU保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0022

盛岡市大通3-3-10(七十七日生産園ビル5階)

TEL.019-653-1411 FAX.019-623-3541

受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く

この広告は保険の概要をご説明したものです。